

事業名	所運営費(食肉衛生検査所)		調書番号	
細事業名	食肉検査事業費	財務コード	087803	51
担当部課室	福祉保健 部 衛生業務 課 食品衛生・動物愛護 担当 (内線)		3457	

## I 事業の概要

実施期間	始期 S46 年度 ~ 終期 年度						
実施主体	県(直営)						
目的	<table border="1"> <tr> <th>だれ(何)を対象に</th> <th>その対象をどのような状態にして</th> <th>結果、何に結びつけるのか</th> </tr> <tr> <td>①と畜場から申請のあった個体(牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊) ②食鳥処理場から申請のあった個体(羽)</td> <td>食肉及び食鳥肉としての安全性が確保されている</td> <td>衛生上の危害発生の防止 安全な食品の提供</td> </tr> </table>	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか	①と畜場から申請のあった個体(牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊) ②食鳥処理場から申請のあった個体(羽)	食肉及び食鳥肉としての安全性が確保されている	衛生上の危害発生の防止 安全な食品の提供
だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか					
①と畜場から申請のあった個体(牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊) ②食鳥処理場から申請のあった個体(羽)	食肉及び食鳥肉としての安全性が確保されている	衛生上の危害発生の防止 安全な食品の提供					
内容	<p>○と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等に基づき、と畜検査及び食鳥検査を実施する。</p> <p>と畜検査:と畜場から申請のあった個体全てに対し、生体検査、解体前検査、内臓検査、枝肉検査、精密検査(理化学検査、病理検査、細菌検査、ウイルス検査)を実施する。平成29年度実績 牛3,926頭、とく16頭、馬467頭、豚45,280頭、めん羊38頭 合計49,727頭 ※「とく」:生後1年未満の牛</p> <p>食鳥検査:食鳥処理場から申請のあった個体全てに対し、生鳥検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査、精密検査(理化学検査、病理検査、細菌検査、ウイルス検査)を実施する。平成29年度実績 大規模食鳥処理場(食鳥検査羽数) 5,802,067羽</p> <p>○平成29年度病肉排除数 と畜:41,880頭(全部62頭、一部41,818頭) 食鳥:180,443羽(禁止49,427羽、全部24,044羽、一部106,972羽)</p>						

## II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動指標	①と畜検査頭数 ②食鳥検査羽数 (申請のあったもの全て)	目標	全頭検査	全頭検査	全頭検査	全頭検査	全頭検査	全頭検査	
		実績(見込)	①52,964頭 ②5,277,719羽	①53,641頭 ②5,416,703羽	①53,805頭 ②5,673,295羽	①52,451頭 ②5,773,892羽	①49,727頭 ②5,802,067羽	①52,517頭 ②5,588,735羽	
		達成率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		達成区分	b	b	b	b	b	b	
成果指標	目標 実績(見込) 達成率 達成区分								
決算(予算) 単位:千円		13,197	8,390	10,533	8,623	8,657	12,751	8,238	

## III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価	申請のあったと畜検査及び食鳥検査を全て実施しており、予定どおりの活動量を上げている。
成果指標	b		と畜場及び食鳥処理場から申請のあった個体について全て検査を行い、基準に適合しない食肉及び食鳥肉は解体禁止や廃棄を命ずることで病肉流通量は目標どおり「0」となっている。

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

## IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	と畜検査、食鳥検査は法令上全頭頭数を検査するので、これ以上の成果向上はない。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )
その他	説明	法令に基づき、基準に適合しない食肉及び食鳥肉を確実に排除するため、と畜場及び食鳥処理場から申請のあった全ての個体に対しと畜検査及び食鳥検査を行う必要があること、また保留等の際に行う精密検査は定められた方法により行わなければならないことにより、安易に変更することはできない。
見直しの必要性	無	法令に基づいた検査のため、見直しの必要はない。

## V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。